

琉球大学学術リポジトリ

18世紀の宮古島一地方役人の“履歴書”： 「染地氏六世勤書」の料紙と様式

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2018-10-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前村, 佳幸, Maemura, Yoshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/42625

18 世紀の宮古島一地方役人の“履歴書”

—「染地氏六世勤書」の料紙と様式—

前 村 佳 幸*

Analysis of the Paper Material and Form of Curriculum Vitae on the Surname Someji-uji VI, a Local Official of Miyako Island, in the 18th Century

Yoshiyuki MAEMURA

We investigated an original “Tsumomegaki” document and compared it with similar transcriptions and historical materials from Miyako and Yaeyama islands, which had a different administration system from that of Okinawa island in the early modern era. Although Tsumomegaki (translated as “curriculum vitae” in English) were maintained in each family, it is fundamentally not classified as a private document, because in preparing and appending the document, the administrative agency of the island was involved. The Tsumomegaki we analyzed consists of three parts: (1) a statement on the person’s position in his own distinguished lineage (e.g. Someji-uji) on the island, (2) a list of his official business and his career in chronological order, and (3) Okugaki, a part that includes his administrative executives’ signatures and seals. In addition, there is a part for appending his career after the preparation of the document. This part is certified by the Zaiban, a first-grade official dispatched from the Shuri government. Furthermore, this study showed that the paper material used in making the document is Kazinoki (*Broussonetia papyrifera*), or Kozo, which does not have loading material like rice glue. This was revealed by analysis using C dyeing solution based on JIS-P8120/8-2-2 technique. The micrographs of the paper fiber and the photographs of a magazine for which the scrap papers of the original document were used as book covers are inserted in this article.

はじめに

「染地氏六世勤書」は、宮古島平良の西仲宗根出身の運天にや実成（1733～1784年、享年53歳）の公務上の事績を記した文献資料であり、「染地氏系図家譜（支流）」とともに宮古島市総合博物館に寄託されたものである。保存状態については、虫損が多く劣化が進んでおり、さらには米軍統治時代に刊行された統治下の住民向けの読み物、『守礼の光』123号（琉球諸島米国高等弁務官事務所、1969年4月刊）の用紙によって表裏の表紙が包まれて綴じられており、それを開かな

いかぎり、古文書とはにわかには分からないような状態であった。これにより、2018年の2月から3月にかけて専門家によって修復が行われた。その際に表紙と本紙から文書の反古紙などは検出されなかった。しかし、「染地氏六世勤書」の本紙には割印と認印があるので、転写されたものではないことが分かる。小稿は、宮古島市総合博物館のご理解により、修復の際に得られた微量の紙片から作成した試料を顕微鏡で分析し¹、さらに地方文書としての「勤書」の内容と様式について検討した所見を述べるものである。

* 琉球大学教育学部社会科教育専修所属

1. 装訂と料紙

1969年以降に綴じられた『守礼の光』は表裏表紙の次の用紙が使用されていた(図1-1-1は表表紙の表、図1-1-2は裏表紙の表)。本来の表紙は表裏とも二枚貼り合わせて厚みを出して青く彩色されている。表表紙に「為念」と朱書きされているだけの題目の無い表紙(図1-1-3)と本紙6丁、裏表紙からなる小冊子である。

図1-1-4は表表紙の裏、図1-1-5は裏表紙の表(拡大)である。修復前は外側にあった『守礼の光』の裏の部分(図1-1-6左)が虫損したところから見えていた。冊子の寸法は縦25.6cmで横は38.2~38.8cmであった。本紙の簀目は表、刷毛目は裏にあり一寸あたり21本、糸目幅は28~30mm、厚さは0.09~0.13 μ 、1.96~2.54g、虫損を鑑み密度は算出していない。



図1-1-1



図1-1-2



図1-1-3



図1-1-4



図 1-1-5

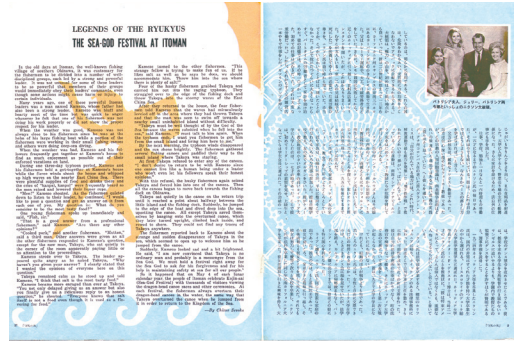


図 1-1-6

料紙については、修復作業の前に装訂を解いた状態の下、2018年2月19日に綴じ孔の部分から紙片を採取してC染色液（調整法はJIS P8120に記載）で呈色反応させた試料の顕微鏡写真（2018年2月20～27日、琉球大学研究基盤センター設置のデジタルマイクロスコープ、株式会社キーエンス VHX-1000により撮影）において

明白なように（図1-2-1～図1-2-18）、茶色を呈する楮紙系の紙である。黄色の非繊維細胞が繊維に附着していたり（図1-2-2）、固まっていたりしているが（図1-2-3）、呈色反応から見ても靱皮繊維ではない。黒い粒状のものは表紙を青く染めている染料だと推測される（図1-2-2、図1-2-4、図1-2-17、図1-2-18）。

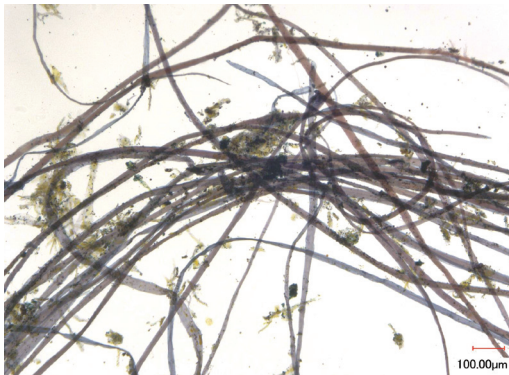


図 1-2-1 表表紙 倍率 200 倍

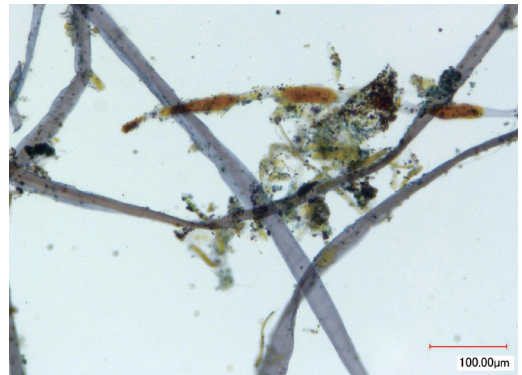


図 1-2-2 表表紙 倍率 500 倍

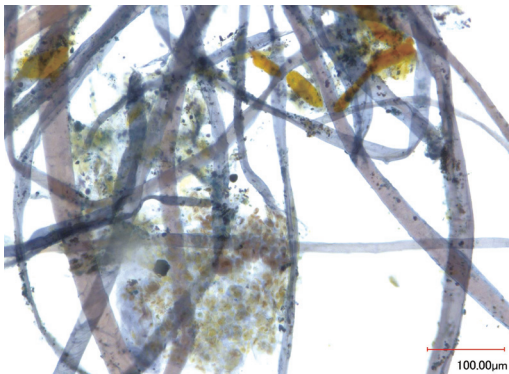


図 1-2-3 表表紙 倍率 500 倍

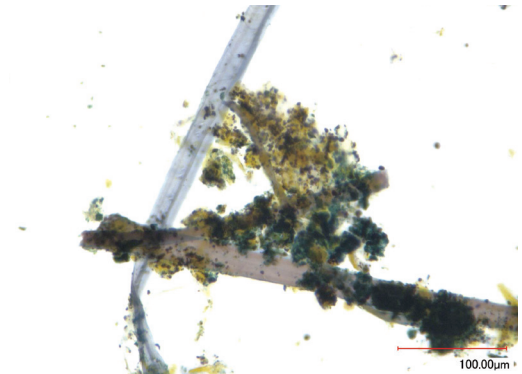


図 1-2-4 表表紙 倍率 700 倍



図 1-2-5 本紙 1 丁 倍率 500 倍

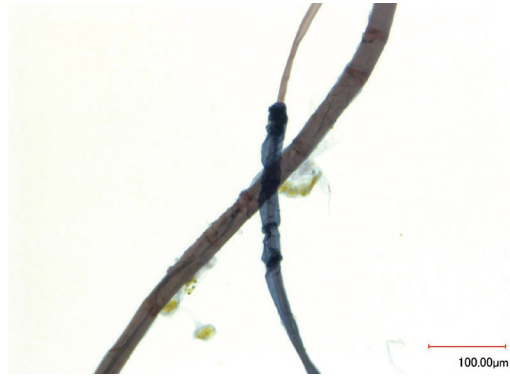


図 1-2-6 本紙 1 丁 倍率 500 倍



図 1-2-7 本紙 2 丁 倍率 200 倍



図 1-2-8 本紙 2 丁 倍率 500 倍

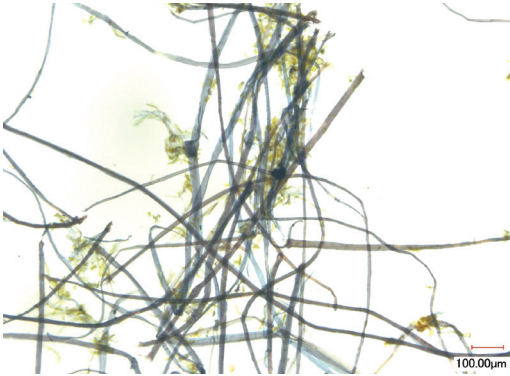


図 1-2-9 本紙 3 丁 倍率 200 倍

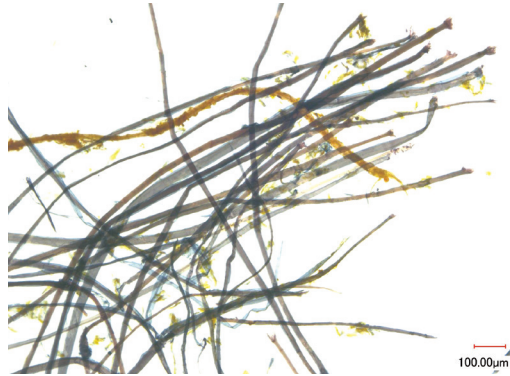


図 1-2-10 本紙 4 丁 倍率 200 倍

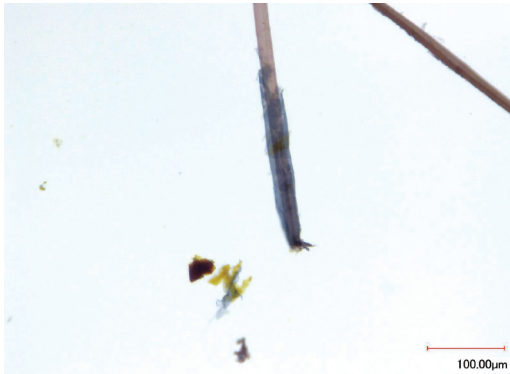


図 1-2-11 本紙 5 丁 倍率 500 倍



図 1-2-12 本紙 5 丁 倍率 500 倍



図 1-2-13 本紙 6 丁 倍率 200 倍

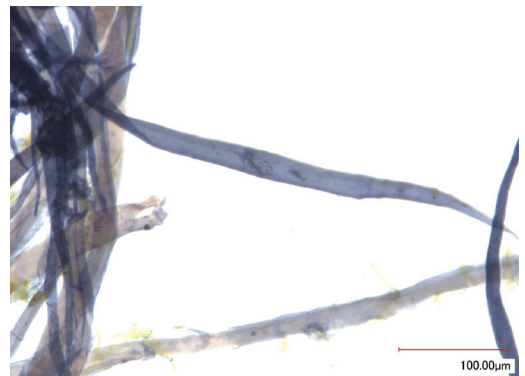


図 1-2-14 本紙 6 丁 倍率 700 倍

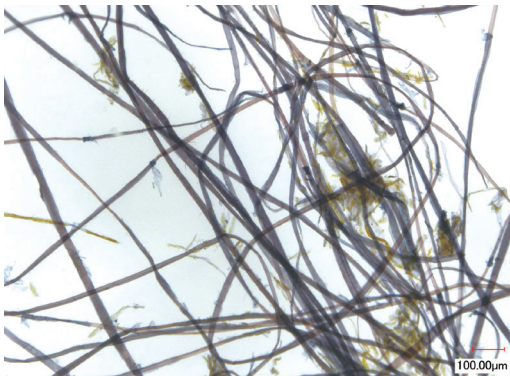


図 1-2-15 裏表紙内側 倍率 200 倍

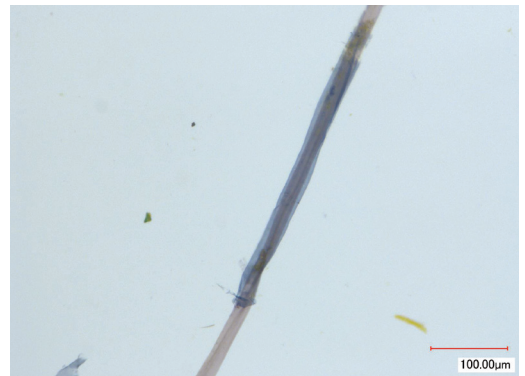


図 1-2-16 裏表紙内側 倍率 500 倍

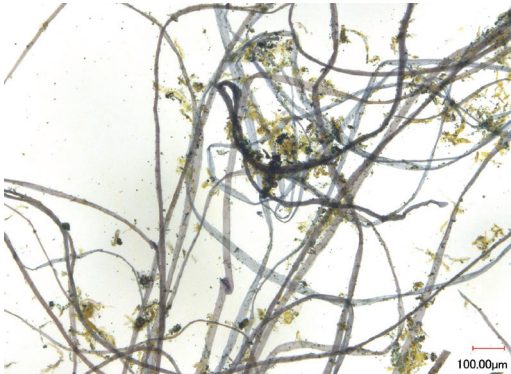


図 1-2-17 裏表紙 倍率 200 倍

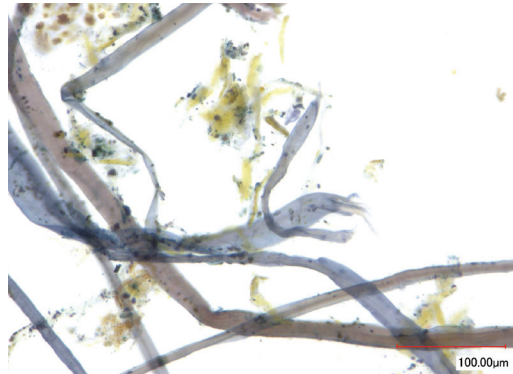


図 1-2-18 裏表紙 倍率 700 倍

なお、黒い繊維状のものが図 1-2-5 に見えるが、図 1-2-6 と比べて見ると、コウゾの靱皮繊維の外側がめくれたものであることが分かる。薄くて黒く見える部分は図 1-2-11・図 1-2-12・図 1-2-16 ではより顕著に観察できる。コウゾの繊維が薄いと薄黒く見えるようである。図 1-2-7 と図 1-2-8 のように非繊維細胞の塊が繊維の間にはさまっていたり、図 1-2-10 のように繊維状になっていたりするが、黄色がかっているので、茶色のコウゾの靱皮繊維とは明確に区別できる。図 1-2-14 の中央に斑点状の穴が空いているような繊維については、不詳である。今回、裏表紙と本紙すべてから試料を確保して分析したが、填料を確認することはできなかった。

八重山蔵元の「紙漉方并茶園方例帳」（喜舎場永珣旧蔵）では、杉原紙では填料として「上白米餅」を添加することが指示されていたが、百田紙については填料は言及されていない。筑後の原産で薩摩を通じて伝わった経緯からか、琉球では土粉が配合されなくとも百田紙という名称が定着していた。その点からすると、この料紙は青雁皮や藁などとの混合紙でもなく、琉球でいうところの百田紙であり、芭蕉紙とも異なり、一定年間保管される文書の用途に合わせた選択であったことが窺える。

2. 内容

整本の関係上、横組みとして、「染地氏六世勤書」の全文を掲載する（史料 1）。この文書では、冒頭で当人の出自を明らかにした上で役職が年代ごとに記されている。この部分は乾隆三十九

年甲午四月五日（1774 年 5 月 14 日）に作成され、それ以降の事項は追記（仕次）されたものである。家譜によると、雍正 11 年（1733）生まれの運天にや実成は乾隆 12 年（1747）に片髪を結び、耕作筆者という末端の地方役人に任じられたのは実に 40 歳になってからのことであった。勤書では家譜に記されていない、地方役人に就任する以前の奉公人としての事績が記されていることが特徴的である。疫病の蔓延する北部の島尻村の支援²、1771 年に起こった大津波の犠牲者の慰霊祭の世話³、1776 年に大和船が与那覇前浜（来間島の対岸）に漂着した際⁴、船からの銀や積荷の卸し作業など島内各地の様々な業務に従事している。

八重山の規模帳には「加勢奉公」「無役奉公人」に関する規定が見られるが⁵、士族の家系では、年貢の免除など優遇されているとともに、非常事態が生じた際には役人衆に加わり、業務を補佐したことが分かる。こうした動員については、目差・与人により業務内容や必要な理由などが蔵元に申請され、当人の業績は記録された。家柄や筆写の試験結果だけでなく、そうした実務経験のあることが、地方役人になるための重要な資格であったことを示している。

史料 1 染地氏六世勤書

【1丁（裏）】

調部役大目差
多良間筑登之（印）

【2丁】

元祖染地姓砂川親雲上実理次男久貝与人実元

○久貝耕作当（加筆カ）

嫡子友利目指実利嫡子久貝にや実行嫡子友利
にや実久次男

タラマ間ソーナン（朱ペン書き入れ）

西仲宗根村耕作筆者当歳四拾三
運天にや実成

乾隆三十九年迄勤役式年

一 乾隆三十二亥年疱瘡之時

六月七月八月二十九日迄嶋尻村看病加勢日
数百三拾八日

一 乾隆参拾六年卯年 上使亀川里之子

親雲上御入津之時五月十八日方

同十九日迄捌理方勤日数式日

一 同年大波揚之時致溺死候者共

於砂川村御祭被成下候 上使

【3丁】

亀川里之子親雲上御越之時捌理方

五月二十六日方二十八日迄勤日数三日

乾隆三十八年癸巳十月十六日来間村

為耕作筆者（割印）

乾隆三十八年癸巳十二月朔日西仲宗根村

為耕作筆者

（印）合勤星百四拾三日

右勤方相調部如斯御座候以上

乾隆三十九年甲午四月五日

宮古嶋頭 平良親雲上（印）

下地親雲上（印）

砂川親雲上（印）

在番筆者 神里里之子親雲上（印）

（割印）運天里之子親雲上（印）

【4丁】

在番 富浜親雲上（印）

（割印）

御物奉行所

乾隆四十未年津波古親雲上（印）仕次

一 乾隆三十九午年耕作方下知八月

十二月中勤日数百四拾四日

乾隆四十一申年仲松親雲上（印）仕次

一 同四十未年耕作方下知正月与里

十二月中勤日数三百四拾三日

乾隆四十二酉年仲松親雲上（印）仕次

一 乾隆四十一申年耕作方下知年中

勤日数三百式拾八日

右同（印）

一 同年御銀立大和船浮着二付與那覇

御前浜ニ肝煎筆者正月朔日方同二月迄勤日

数式日

右同（印）

一 同年同船御銀并荷物取卸下知

筆者正月六日方十日迄勤日数五日

【5丁】

乾隆四十三戌年譜久山親雲上（印）仕次

一 乾隆四十二酉年耕作方下知

年中勤日数三百三日

乾隆四十四亥年譜久山親雲上（印）仕次

一 乾隆四十三戌年耕作方下知年中

勤日数三百七拾六日

乾隆四十五年子年平良親雲上（印）仕次

一 乾隆四十四亥年耕作方下知

年中勤日数三百四拾九日

乾隆四十六丑年平良親雲上（印）仕次

一 乾隆四十五子年耕作方下知

年中勤日数三百式拾七日

乾隆四十七寅年在番渡久山親雲上（印）仕次

仕次

一 同四十六丑年耕作方下知年中

勤日数三百六拾四日

乾隆四十八卯年渡久山親雲上（印）仕次

一 同四十七寅年構之耕作方下知

年中勤日数三百式日

乾隆四十九辰年在番山川親雲上（印）仕次

一 同四十八卯年構之耕作方下知年中

【6丁（表）】

勤日数三百式拾三日

同五十巳年在番山川親雲上（印）仕次

一 同四十九辰年構之耕作方下知

正月方七月中勤日式壹百三日

右同（印）

乾隆四十九甲辰九月十三日赤八卷

頂戴

さらに、類似の内容の史料を紹介したい。宮古島蔵元の所管であった多良間島の名家土原（ん

茶色で楮紙の系統であることが確認され、他の植物繊維や填料は見られなかった（図2-1-1と図2-1-2における黄色で靱皮繊維に絡まっているものは非繊維細胞。図2-1-2ではコウゾの繊維の外側が薄くなっている様子が観察できる）。

史料1における奥書筆頭の平良親雲上・下地親雲上・砂川親雲上は宮古島の頭であり、最後

の富浜親雲上が王府派遣の在番である。その間の神里里之子親雲上と運天里之子親雲上が在番筆者である。仕次をした津波古親雲上、仲松親雲上、譜久山親雲上、平良親雲上、渡久山親雲上、山川親雲上も在番であり、その任期は「宮古島在番記」で確認することができる⁸。以下、その印影を示す。



多良間筑登之



平良親雲上



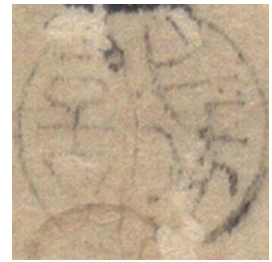
下地親雲上



砂川親雲上



神里里之子親雲上



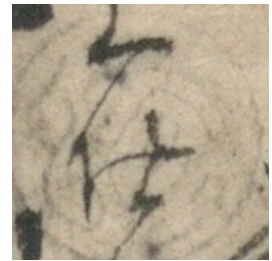
運天里之子親雲上



富川親雲上



津波古親雲上



仲松親雲上①



仲松親雲上②



仲松親雲上③



仲松親雲上④



請久親雲上①



請久親雲上②



平良親雲上①



平良親雲上②



渡久山親雲上①



渡久山親雲上②



山川親雲上①



山川親雲上②

3. 文書の様式と作成

「染地氏六世勤書」には割印が三カ所確認できるが(図3-1-1～3-1-3)、これらの印は勤書を合算した部分の印(図3-1-4)と同一のように思われる。さらに在番の富浜親雲上の認印(再掲図3-1-5)とは右側が似ているけれども、左側は上の部分が欠けており(図3-1-5は修復による漉き嵌めで補修された状態)、下の部分は異なるようにも見えるので在番の印判とは断定しがたい。これらの割印は頭以下蔵元の幹部面々と首里から派遣された在番による奥書のある用紙のみにあり、別紙に添えて押印されたと推測される。そうだとすると、別紙には端の部分に割印があるのだろう。こちらの方は控として発給者である蔵元で保管されていたのではないだろうか。奥書では内容に相違ない旨述べているが、その前に蔵元にある記録の調査を行ったのが「調

部役大目差」多良間筑登之なのだろう⁹。

奥書の後も同じ料紙に「御物奉行所」と記してから仕次がなされており、料紙が追加され、一年ごとに仕次をした役人の認印がある¹⁰。最後に「頂戴」とあり、そこから後は空白である。家譜によると、実成は死後の翌日に筑登之座敷(勤書では赤八巻)の位階を与えられたことになっているので、それ以降のことは書きようがなかった。このようにして、新たに勤務した役目と日数は番所・蔵元で記録され、本人が所持する「勤書」にも追記されていたのであろう。それだけでなく、この人事記録は両先島と久米島の蔵元を管轄する御物奉行にも毎年報告されていたので、首里王府による審査の結果として位階が授与されたのである。そして、「頂戴」と書いたのはもちろん在番の山川親雲上ではなく、運天にや実成の遺族だったのであろうし¹¹、表表紙に「為念」



図 3-1-1



図 3-1-2



図 3-1-3



図 3-1-4

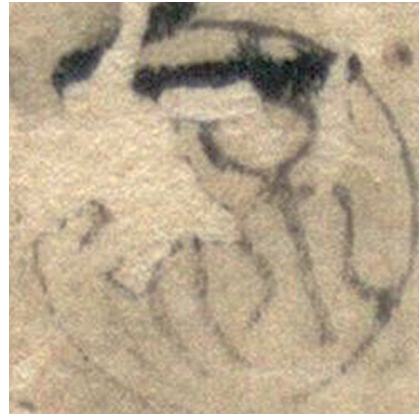


図 3-1-5

とあることは、この冊子が本人と継承者が所持するものであったことを示している。

近世琉球の役人の勤務評定については、「大与座規模帳」に規定されているように勤星を基準としていた。これは功績により加算されるので、「染地氏六世勤書」でも一年の日数を超える年がある。咸豊8年(1858)の「翁長親方八重山島蔵元公事帳」(宮良殿内文庫)によると¹²、八重山では日ごとに蔵元の各座で「星帳」に押印して記録しておき、各月毎年¹³、所定の期日までに勘定座で集成して点検の上、在番と頭の連名で押印して御物奉行の役人(上国之蔵筆者)に提出することになっていた。これは、切支丹宗門改帳と系図(家譜)そして「勤書」はその年と次の年に首里に出向する蔵筆者二名と筆者三名が取り扱うことになっていたこととも対応している¹⁴。そして「本書者致格護置銘々勤書ニ可仕次事」とあるのは、王府に提出するものとは別に両先島の役人が各自の勤書を所持しており、それに毎年の役目と勤日数を記入してもらう決まりがあったことを意味しているようであ

り、「染地氏六世勤書」はその制度の実態を示す欠落のない貴重な原史料である。

宮古島市総合博物館には他にも平良親雲上の「御書物 勤書」(91丁修復済み縦260mm×横188mm)がある。これは、頭職を輩出した忠導氏の勤書(忠導氏正統勤書)であり¹⁵、宮古の統一者である仲宗根豊見親玄雅から十四世下地にや玄安に至る同治9年(1870)までの事績が記されている。青い表紙や第1丁目における担当者(調部役大筆者慶世村筑登之)の署名印判など「染地氏六世勤書」と類似した点がある。とりわけ、玄安に関しては、口上覚とそれへの王府からの返答などが掲載されていることを除けば、道光21年(1841)の宮古島の三人の頭(下地親雲上、平良親雲上、砂川親雲上)、在番筆者の佐久本里之子親雲上と糸洲里之子親雲上、在番池村里之子親雲上により奥書がなされた部分、そして奥書の後の在番による仕次が示されている御物奉行所の部分は「染地氏六世勤書」と同様の様式であり、仕次責任者としての歴代在番の押印もある。下地にや先代の十三世嘉手苅与

人玄陳は下里目差を務めた際の「帳面不行届」により久米島に流罪とされたことがあり、帰島後、一門から仲宗根豊見親の末裔ということで特別な配慮が求められ再び役人になることができた。この勤書では八世玄易の康熙13年(1674)から同18年間の勤務について「蔵元日記」に記録がないので記載していないといい、さらに見開きのほとんどに鎖印が認められることから、蔵元の記録を参照したのであろう。ただし、鎖印の印影については、調部役大筆者の印判なのか或いは全て同一のものなのかどうか管見では判断しがたい。そのため、押印のない部分が同治2年(1863)に宮古島の頭(平良親雲上)となった下地にや玄安の代にまとめて転写されたのかどうか不明である。

原本の成立年代からすると、「染地氏六世勤書」の記載が乾隆32年(1767)から始まっていることを鑑みれば、翁長親方が先島に来る百年前の宮古島でも「星帳」と「勤書」に関する規定が確立していたことは明らかである。この規定の淵源について少し検討してみると、咸豊8年(1858)の「翁長親方八重山島蔵元公事帳」は1748年の野村親雲上、1765年の与世山親雲上、1858年の翁長親方によるものを適宜改定したものである。野村親雲上と与世山親雲上の公事帳は遺されていないが、この条目も翁長親方が新たに定めたというよりも、野村親雲上の定めた制度が八重山で継承されており、宮古でも同様であったと理解するのが妥当ではないだろうか。

石垣島では勤書は宮良殿内文庫(琉球大学附属図書館所蔵)と石垣家文庫(石垣市立八重山博物館寄託)に見いだされる¹⁶。宮良殿内文庫のNo.257「小宗竹富与人当永以後歴代之勤書綴」(34丁)とこれと綴じ合わされたNo.258(35丁)及びNo.259(13丁)とNo.260(6丁)の「勤書」4部1冊(修復済)である。宮良殿内文庫No.257とNo.258は数世代の先祖の履歴を集成したものであり、No.259は18歳で仮若女子になった松茂氏兼本仁屋当昌のもので各条に相異なる認印があり本文に朱印も押印されている。奥書は34歳に勤星が「千三百六拾四日」になった際のもので、宮良親雲上・仲村渠親雲上、平安座親雲上の署名と押印のみであり、「染地氏六世勤

書」とは様式が異なる。No.258では頭・在番筆者・在番の奥書と認印が最後の人物の寅(1842年)の部分にあり、認印は子(1840年)以降の部分にしかないので、転写したものと原本とが合冊されていると思われる。No.257は内容が康熙38年(1699)からと古く遡り割印のある丁があるけれども、朱書きの訂正や押印された削除部分があり、最後の人物については途中で終わっており(寅1830年)、頭・在番らによる奥書は収録されていない。No.260は廃藩置県後の成立。頭の宮良親雲上当宗の三男が11歳の時に作成されたものである。経歴の部分の朱印は八重山島役所の担当吏員によるものと思われるが、冒頭に父から10世代も遡る系譜が記されている点は、士族層が地方役人や奉公人となる近世先島の特徴を遺している。

石垣家文庫の場合¹⁷、表紙に古くなりすぎて文字などが不鮮明になったので咸豊10年(1860)に書き替えたとあり、支流元祖の長明から玄孫長演に至る康熙7年(1668)から嘉慶の辰年(1820)に及ぶ。附(ついたり)や覚が加えられているけれども、現物に役人の印判が一切ないことも写しであることを示している。この家には家譜(山陽姓小宗系図家譜)があり、勤書書き替えの時期は長演の嗣子朝有(長演の三男長格の三男)の代に当たり、何らかの理由で家譜を補完する文献として位置づけられ転写されたのかもしれない。それでは原本はどうなったのだろう。かつて公的に認証された文書とはいえ、劣化が進んでいるので廃棄されたと想像される¹⁸。このように、勤書が子孫によって保管されるとしても、代々の冊子がまとめて集積されていったとは限らない。後代にとって価値のある事柄は家譜に集約されて代替されるからである¹⁹。「忠導氏正統勤書」では、十三世玄陳が帰島した道光3年(1823)以降の項目は25条あるが、家譜では5条に削減されている²⁰。そのため、家譜では窺い知ることのできなくなった経歴を集成しようとした時、蔵元の記録を元に勤書が再編集されたのかもしれない。「染地氏六世勤書」の原本が保管されてきた理由については、系図(家譜)との関連が注目される。系図の記録では簡潔すぎるその経歴が勤書により、当時の島の重大事

と関連させて知ることができるからである。それでも、古いものは廃棄されても問題ない文書とされていたと考えられ、それだけに現存するものは家譜以上に少なく注意を払うべき文献といえるだろう。多良間島の士族土原氏旧蔵の『大学章句』に挟まれていたのは勤書の写しと見られる断簡（史料2）であった。

なお、宮良殿内文庫のNo.117（1835年作成）とNo.118（作成年代不明）の「覚」は複数の家系の役人の勤務について記録したものである。これらの覚書は蔵元勤務の蔵筆者によるもので、いずれも認印がない。また料紙の使い方からみても²¹、特定人物について頭や在番までが奥書に連名している勤書とは異なる性格のようである²²。

両先島地方において勤書は、地方役人と地方に奉公した系持身分の者一人一人について作成され²³、首里王府に毎年提出された。「染地氏六世勤書」は念書として蔵元に請求して作成してもらったものであると考えられる。その記録の基本的な様式は、耕作筆者で終わった染地氏運天にや実成でも、宮良の頭にまで上り詰めた松茂氏黒島にや長房でも変わらない²⁴。黒島にや長房とて、はじめからその地位が確定していたわけではないのである。耕作筆者が直接接する上役は目差であるが、明治9年（1876）から同11年にかけて記された石垣島の桃里村目差の個人的な業務日誌である「目差役被仰付候以来日記」（個人蔵）を見ると²⁵、曖村勤星表を日帳方に提出している²⁶。先述した蔵元での勤務情報の集約手続きと合わせ考えると、目差は自分と配下の耕作筆者らの勤星を蔵元に報告し、勘定座で一年分の集計が行われて勤書が成立したと理解される。ただし、蔵元への提出先については、様々な事情により変更され時期によって異なるのかもしれないので、なお検討が必要である。

ところで、「染地氏六世勤書」の冒頭では、運天にや実成が砂川親雲上実理の支流にあたるということが記されている。この部分が後になって記入された可能性もあるが、作成時にこれほど余白にするというのも考えにくい。「染地氏系図家譜（支流）」によれば、実成の高祖父実元は砂川親雲上実忠の嫡子の弟だという。「宮古島在番記」

によると、染地氏の砂川実忠は1620年から1632年まで頭（大首里大屋子）を勤めた²⁷。砂川親雲上の名が一致しないので、家譜には「実忠こと実理ともある」とペン書きされている。本家筋の系図と照合すれば、この点明確となったかもしれない。奉公人・役人としての勤務は蔵元の記録で認証され得るのであろうが、士族の家系に属することの認証のためには、親族親類筋の系図を照合しなければならなかったのではないだろうか。系図はむやみに見せないとしても必要ならば相互に参照して自己の系譜の確認を行うための拠り所であったはずであり、そうして確認された家系や続柄が勤書にはまず最初に記入されたのではないだろうか。両先島の蔵元にも系図座があり家譜の副本が保管されていたのであるが、どちらにせよ当人の申し出がなければ、他家の家譜を参照する話にはならないと思われる。実忠・実理が同一人物なのか、そのどちらが実元の父なのか、判断しかねる問題であり、公式に認証されたはずの勤書と系図に不整合が存在している事例として、系図の検討も今後の課題としたい。

おわりに

以上、「染地氏六世勤書」の実物を調査する機会を得て、その料紙の分析結果とともに、文書としての史料価値についても検討してみた。なお、多良間島には「土原氏勤書（十三世春新）」があり、口上覚が挿入され退役まで掲載されていない点を除けば「染地氏六世勤書」と同じ様式である²⁸。これが原本であれば、宮古蔵元における勤書様式の連続性を明示する事例となるだろう²⁹。

ところで、坂巻・宝玲文庫（ハワイ大学マノア校所蔵）HM630（01）～（11）「口上覚」、琉球大学附属図書館所蔵の島袋源七文庫No.016「勢理客湧川親雲上勤職書」の内容は沖縄本島北部の地方役人個別の勤務歴に関するものである。琉球大学附属図書館のウェブサイトを通して見た範囲では、「染地氏六世勤書」のように歴代の担当者によって加筆（仕次）され続けたものではなく、当人の経歴を一度にまとめて最終的な役職や位階などを請願（口上）する際に覚書と

して作成されたものであることが窺える。そして、いずれも朱書きによる訂正が書き込まれていることは、参照元があったことを示唆している。HM630と「勢理客湧川親雲上勤職書」とを比べてみると、前者には当人の印判があり勤星数決済の形跡があるが、後者は明らかに下書きの段階に止まっている。HM630のような口上覚は提出先で照合され審査の末に当人に返却されたものなのかもしれない。ただし、これらの史料はいずれも王朝末期の百姓身分のものであり、それだけに「染地氏六世勤書」の様式と成立年代は注目に値するのである。

「染地氏系図家譜（支流）」についても、勤書と同様に洋紙に挟まれており保存状態は決して良くない。修復の際には調査を行い、料紙について勤書と同質なのか分析すべきである。沖縄本島における家譜の料紙は竹紙であるが、先島ではどのようになっているのか、カジノキ（本種 *Broussonetia papyrifera* とヒメコウゾ *Broussonetia kazinoki* とを交配したのがコウゾ）を原料とした島内抄造の緒紙なのか、混合紙なのか填料が配合されているのか、仕次による料紙の差異があるのか、実物に即した所見を蓄積すべきである。なお、宮古島における家譜編纂は頭を何度も輩出した名家忠導氏（1757年）と白川氏（1754年）とを嚆矢とし、このことを勘案すると、乾隆49年（1784）に成立した勤書よりも染地氏支流の家譜編纂の方が先行したのかどうか、その内容を検討する必要がある。

近世の宮古島における地方行政のしくみは、八重山と同様なものであったと考えられるが、重大な戦災を被らなかつたわけではないとはいえ、伝存する史資料の少なさもまた特徴的である。近年、住民から博物館に寄託される事例が散見され、八重山の史料から類推する以外にも当地の実史料に即した研究の可能性が広がっていくのではないだろうか。筆者は、近世琉球の地方行政や地域社会について無知であるが、地域の文書・典籍が有する史料的价值に加えて料紙も対象とする古文書学的研究の重要性をいささかなりとも提示するために、あえて小稿を草した次第である。

- 1 前近代の先島地方に関わる料紙調査の一例としては、拙稿「宮良殿内本『遺老説伝』の料紙について」（『琉球大学教育学部紀要』92、2018年）を参照。勤書の史料的价值と様式については、新城敏男氏が指摘している。ただし、八重山以外で作成された勤書は対象とされていない。同氏著『首里王府と八重山』（岩田書店、2014年）、111～114頁を参照。
- 2 「宮古島在番記」の乾隆32年（1767）の項に「此年瘡瘡東仲宗根ヨリ相始り漸々相ハヤリ候 右ニ付多良間島ノ義医者仲宗根筑登之罷渡吹葉ニテ相ハヤラセ候」とある。「宮古島在番記」は乾隆45年（1780）に白川氏土地與人恵贊が書き出したもので、その後も仕次され明治26年（1893）まで記録している。『平良市史 第3巻資料編1 前近代』（平良市役所、1981年）、101頁参照。
- 3 『球陽』尚穆王20年（1771）3月10日の条によれば、その未曾有の被害の報に衝撃を受けた尚穆王は犠牲者の哀悼のために亀川里之子親雲上盛喜（毛維文）を宮古島に派遣した。
- 4 「宮古島在番記」の乾隆41年（1776）の項に「御銀立兩艘御米漕大和船兩艘漂着、飛船一艘ハ前里與人仮若文字仲本仁屋、一艘ハ長浜目差筆者荷川取仁屋、御銀立案内者一艘ハ西仲宗根目差若文字下地仁屋、一艘ハ友利目差若文字砂川仁屋」とある。注2前掲書103頁参照。
- 5 「翁長親方八重山島規模帳」（石垣市史叢書7）49条附、180条、238条など。
- 6 修復後の寸法は縦260mm×横379mm。袋綴じにすると横の長さは半分になる。
- 7 「翁長親方八重山島蔵元公事帳」146条、148条によれば、「奉公人并百姓等」「諸大工勢頭并百姓等」も役目次第で勤書の作成・仕次対象となっており、蔵元に控帳が備えられていた。石垣市史叢書5の40・41頁を参照。
- 8 注2前掲書、88～127頁。
- 9 久米島・宮古島・石垣島における首里王府の政庁を蔵元といい、両先島の地方役人では三人の頭が最高位にあった。両先島の蔵元の上級職を蔵筆者といい、大目差・大筆者、脇目差・脇筆者がおり、若文字（わかつていくぐ）が事務を補佐した。蔵元は勘定座や紙漉方など諸座・諸方と呼ばれる部局に分かれていた。また、惣横目がおり直接王府に上申することができた。王府からは在番と在番筆者が派遣されていた。村には番所が設けられ、首里大屋子・與人（ゆんちゅ）が補佐役の目差を通して耕作筆者・杵山筆者に指示を出し末端行政を貫徹させた。なお、沖縄本島地域の地方役人は百姓身分の者がなったが、両先島では系図家譜の編纂が認められた士族身分（系持）から選任された

- ことも異なる点である。
- 10 「翁長親方八重山島蔵元公事帳」155条「諸役人当年中勤方者次年中限仕次可申事」、同157条には「向後老カ年速茂不相後、年々勤書ニ仕次登候様厳重可申渡旨、道光廿八申年被仰渡置候事」とあり、1848年に次の年に記録する原則が再確認されているが、「染地氏六世勤書」ではその通りに仕次されている。石垣市史叢書5の42頁を参照。
 - 11 石垣家文書25「赤八巻御位願」、『石垣市史 八重山史料集1 石垣家文書』（石垣市、1995年）、147頁参照。
 - 12 161条「勤星之儀、毎日星帳ニ各座役人印押置、毎月朔日限差出候ハ、能々調部方を以て月メニ在番印押相渡置、年中勤星帳次年正月限差出候ハ、仕次清書相調勘定座江差出勘定相遂げ、在番頭奥書を以て惣横目入調部相渡候ハ、猶又清書相調、在番頭連名印判ニ而上国之蔵筆者江相渡、本書者致格護置、銘々勤書ニ可仕次事」。石垣市史叢書5の43頁を参照。
 - 13 「富川親方八重山島諸村公事帳」7条によると、耕作筆者も月に1回は問合座（問合方）を通じて在番の印判をもらうことになっていた。石垣市史叢書3の12頁を参照。
 - 14 「翁長親方八重山島蔵元公事帳」57条に「切支丹宗門改并系図勤書調部方、当年来年上国之蔵筆者式人筆者三人」とある。石垣市史叢書5の23頁参照。
 - 15 注2前掲書、509～529頁参照。
 - 16 新城氏が例示する嘉善氏石垣にやの勤書（1796年）は、「染地氏六世勤書」と様式においてほぼ同一で押印もあり原本のようである。しかしながら、本稿作成時点において、新城氏が把握している史料を筆者は実見できていない。新城氏注1前掲書参照。
 - 17 縦265mm×横200mm（未修復）。石垣家文書68「勤書」、注11前掲書、295～312頁参照。
 - 18 虫損などが著しく反古紙としても漉き返しの原料にも適さない状態ならば、惜字炉（焚字炉）で燃やされたのではないか。
 - 19 「翁長親方八重山島蔵元公事帳」115条では、無役の者でも士族身分（系持）であれば毎年系図の仕次対象とすることを定めているが、他方において「附記録之儀、地下之勤迄悉書載候而者事件煩敷有之、勤星者勤書又者勲功取メ帳ニ委ク相見得候故、何そ先様之便リニ相成候儀無之候間、御位頂戴、役儀昇進、御褒美、旅勤、拝領物等仕次可致候也」とあり、勤書に記されている項目すべてを家譜に掲載しないことが申し渡されている。石垣市史叢書5の34頁参照。
 - 20 「忠導氏系図家譜正統」記録、注2前掲書、352頁参照。
 - 21 No.117とNo.118は「入日記」などの文書類と一緒に綴じられており、寸法は縦46mm×横133mm（修復済み）の折紙。No.173～184とNo.193は「星功調」であり、横長に料紙を糊付けした続紙となっている。
 - 22 「翁長親方八重山島蔵元公事帳」144条「諸役人以下無役奉公人勤書仕次之儀、正月十日限差出候ハ、勘定座江差出勘定相遂、在番頭奥書ニ而惣横目入調部ニ相渡候ハ、諸役人以下若文子山筆者耕作筆者迄之仕次者致清書、在番頭連名印押、上国之蔵筆者江相渡候事」。石垣市史叢書5の40・41頁参照。
 - 23 注22前掲資料158条「頭を始諸役人親子共役儀相勤候は、銘々勤書可相調候、縦令雖為嫡子親勤役中勤書巻冊調間敷事」（石垣市史叢書5の42・43頁）。なお、1862年の多良間島の平良にやの位階（赤八巻）申請においては、目差と与人そして島詰の多良間首里大屋子連名で宮古蔵元の間合方に宛てた覚に「右別紙勤書之通勲功有之」とあり、平良にやが申請のために自分の勤書を提出したことが推測される。また、同じ日付で百姓役目の村筑や紙漉き職人など9人が一括申請されたが、別紙として提出されたのは「共事点書」であり、系持の奉公人と百姓とが区別されているようで注目したい。『多良間村史』巻2資料編1（多良間村史編集委員会、多良間村、1986年）、362～364頁。
 - 24 梅木哲人氏は、咸豊元年（1851）に宮良の頭となった黒島にや長房の「勤書」（宮良長和家文書）の内容を紹介している。同氏著『近世琉球国の構造』（第一書房、2011年）、228・248頁参照。ただし、ハワイ大学東西センター撮影による写真版では原本か否か判断できないという。
 - 25 石垣市史叢書15（石垣市総務部市史編集課編、石垣市役所、2006年）を参照。注1前掲拙稿にて、料紙について芭蕉紙と推測したが、実見したところ、そうではないことが判明した。料紙の選択は、書写に対する作成者の位置づけや意識を示しており、実際に確認することが重要である。
 - 26 その際の報告・申請事項は覚として転写されている。
 - 27 注2前掲書、91頁参照。
 - 28 同治13年（1874）に作成され、御物奉行宛として寅年（1878）までの仕次がなされている。仕次者の在番の名もあるが、印判の有無などは確認していない。『多良間村史』第6巻資料編5（多良間村史編集委員会、多良間村、1995年）、162～166頁参照。
 - 29 さらに、「浦渡氏砂川仁也常能勤書」が伝存する。これは乾隆49年（1784）までの勤役を記すもので

あるが、作成時の乾隆42年以降の部分と奥書が欠落しているとみられる。注28前掲書166～167参照。なお、「向裔氏下地家伝勤書」は本稿で取り上げた両先島の他の勤書とは内容・様式において大きく異なる。注23前掲書、618～626頁参照。

【参考文献】

- 乾隆32年(1767)「与世山親方宮古島規模帳」(『平良市史』第3巻資料篇1、平良市役所、1981年)
咸豊8年(1858)「翁長親方八重山島規模帳」(石垣市史叢書7、石垣市役所、1994年)
咸豊8年(1858)、同治13年(1874)「翁長親方・富川親方、両八重山島蔵元公事帳」(石垣市史叢書5、石垣市役所、1993年)
同治14年(1875)「富川親方八重山島諸村公事帳」(石垣市史叢書3、石垣市役所、1992年)

【附記】

貴重な収蔵資料の特別調査ならびに資料画像の使用を許可していただいた宮古島市総合博物館、各種資料の閲覧・調査に懇切に対応していただいた石垣市立八重山博物館、および琉球大学附属図書館に感謝申し上げます。さらに、紙の繊維の分析についてご指導いただいている大川昭典氏に御礼申し上げます。

本稿は、JSPS 科研費(課題番号 JP16K03021)の助成による研究成果の一部である。